

町営住宅入居者を募集します

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名	野間団地
募集戸数	1戸
団地場所	上毛町大字東下1440番地1
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	平成27年12月1日(火)

- 入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
 - 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 - 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
 - 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
 - 国税、地方税などを滞納していない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む)
- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 11月2日(月)～13日(金)8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- 申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成28年度保育所入所申込みの受付を行います

平成28年4月1日から、保育所に入所希望される方は、下記の日程で受付を行います。

保育所に入所するためには、保護者が就労しているなど「保育の必要な事由」に該当していることが要件となります。また、今年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことに伴い、新たに入所を希望される方は「保育の必要性」の認定を受けていただくことになります。

- 認定申請書・入所申込書などの配布 11月2日(月)から上毛町役場子ども未来課、たいへいの里(大平支所)で配布します。
現在、町内の保育所に入所している児童については、各保育所で配布します。
- 認定申請・入所申込の受付

受付場所	受付日	受付時間
子ども未来課	11月26日(木)～12月1日(火)	8:30～17:15
たいへいの里(大平支所)	※土・日除く	
大平保育所	11月30日(月)・12月1日(火)	
新吉富保育所	11月26日(木)・27日(金)	16:00～18:00
ポッポ保育園	11月30日(月)・12月1日(火)	

※現在、保育所に入所している児童についても新たに申込みが必要です。
※定員などの関係で希望の保育所に入所できない場合があります。

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線225)

相続税についてのお知らせ

平成27年1月から相続税の基礎控除額などが変わりました。

- [基礎控除額の計算]
- ◎改正前 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数
- ◎改正後 3,000万円+ 600万円×法定相続人の数
- ※上記のほか、①相続税の最高税率の引上げ、②未成年者控除及び障害者控除の税額控除額の引上げ、③小規模宅地などの特例の適用対象となる宅地などの限度面積の拡大などの改正が行われています。

国税庁ホームページでは、相続税などの関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」ページを開設しています。

「相続税・贈与税特集」ページでは、「相続税の仕組みを分かりやすく解説した「相続税のあらまし」なども掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

- 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」
<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokusyu/>
ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>相続税・贈与税・事業承継税制関連情報

給付金の申請はお済みですか

申請期限は、11月30日(月)までです。お早めに申請をお願いします

- ◎臨時福祉給付金 支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。詳細は広報8月号をご覧ください。
●申請・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

子育て世帯臨時特例給付金

- ◎子育て世帯臨時特例給付金 支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。公務員の方のご案内は勤務先から配付されます。
※詳細は広報10月号をご覧ください。
●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227・229)

コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

生ごみの減量化を推進し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として、一般家庭がコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。

生ごみ処理容器の購入を検討されている方は、ぜひ補助金を活用してください。

詳細については下記までお問い合わせください。



- 補助金額 購入金額の2分の1
※ただし、電動のものは上限額15,000円(1世帯1台まで)、非電動のものは上限額3,000円(1世帯2台まで)
※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。
- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

「通知カード」を受け取って大切に保管してください



11月末までに順次、世帯主宛に簡易書留でマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

転送されませんので、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

今後の行政や勤務先での手続きが必要になりますので、必ず受け取って大切に保管してください。再発行の際は手数料が必要となります。

カード記載内容にまちがいがあった場合は住民課にお問い合わせください。

通知カードと申請書

通知カードは、マイナンバーが記載されたカードです。住民票の住所が異なる場合は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

申請書は、通知カードを受け取った後、マイナンバーを申請する際に提出する書類です。申請書には、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

申請書の提出先は、お住まいの市区町村の住民課です。申請書の提出期限は、11月30日(月)までです。

- 問い合わせ先
マイナンバーコールセンター <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> https://twitter.com/MyNumber_PR
TEL 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル) 平成28年3月31日まで:受付時間 8:30～22:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。
個人番号カード・通知カードコールセンター
TEL 0570-78-3578(全国共通ナビダイヤル) 受付時間 8:30～20:00(土・日・祝日 9:30～17:30)※ナビダイヤルは通話料がかかります。
住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線144)

マイナンバー制度がはじまります

平成27年10月から、マイナンバー(個人番号)・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

- ◎個人 マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。利用範囲は、社会保障、税及び災害対策の分野に限定されています。
- ◎法人 法人番号は、13桁の番号で、法人などに1法人1つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます。法人番号はマイナンバーと異なり、原則としてインターネットを通じて公表され、どなたでも自由に利用できます。

マイナンバー制度導入に伴い、国税手続きでは

その1 税務関係書類に番号を記載していただく必要があります。税務署などへ提出いただく申告書・法定調書などにマイナンバー・法人番号の記載が必要となります。

その2 申告書などを提出する際に、本人確認が必要になります。税務署などに個人番号を記載した申告書などを提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は国税庁ホームページのトップページをご覧ください。

「税務調査・徴収の仕事」動画で配信中!



税の役割と税務署の仕事 検索

税を考える週間 平成27年11月11日(水)～17日(火)